

令和 3 年度  
第 2 回東京都森林審議会  
議 事 録

令和 3 年 1 2 月 1 5 日 (水)

都庁第二本庁舎 3 1 階・特別会議室 2 3

(対面＋オンライン会議)

午前10時00分開会

○東田課長代理 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第2回東京都森林審議会を開催いたします。

委員の皆様にはお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私、本審議会の進行を務めさせていただきます産業労働局農林水産部森林課の東田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の委員の皆様の出席状況でございますが、現在、審議会委員総数14名中、その過半数を超える9名の委員が出席しておられます。東京都森林審議会運営要領第5の第1項の規定により、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

次に、お手元に配付してございます資料についてご案内させていただきます。資料が多くて申し訳ございません。まず一番上に本日の次第がございますが、その同じクリップでまとめてあるものが全体資料でございます。上から順に次第、配付資料一覧、委員名簿、座席表、東京都森林審議会運営要領、また上に「写し」と記載されております東京都森林審議会への諮問文が2枚ございます。続きまして、議案の資料でございます。クリップごとにまとめてございますが、2つの議案に共通に関わるものとして資料1-1から資料1-3、第1号議案に関わるものとして資料2-1から資料2-3、第2号議案に関わるものとして資料3-1から資料3-4、また、その他参考資料が3点ございます。参考資料1、2、3でございます。

なお、資料2-4、多摩地域森林計画の変更の案と資料3-5、伊豆諸島地域森林計画の案については、分量が多いため、別冊として最後に置かせていただいております。

資料の不足等ございませんでしょうか。

続きまして、本審議会の開催に当たりまして、農林水産部長の山田よりご挨拶を申し上げます。

○山田農林水産部長 皆さん、おはようございます。東京都産業労働局農林水産部長の山田でございます。

本日は、お忙しい中、委員の皆様におかれましては、東京都森林審議会にご参加いただきましてありがとうございます。また、日頃より都の森林・林業の施策に関しましてご理解、ご協力を頂きまして重ねて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、東京都は世界有数の大都市でございますけれども、森林が4割を占めるという非常に緑豊かな大都市となっております。水源の涵養であるとか二酸化炭素の吸収など森林

の持つ様々な機能に対する都民の期待というのは今すごく高まっていることと思います。この都民共有の大事な財産を守りまして、多面的な機能を十分に発揮させていくためには健全な森林育成が必要不可欠ということになっております。

そこで、東京都としましては、各種施策によりまして森林を保全することとともに、森林の伐採、利用、植栽、保育といった適切な森林循環を促進するための施策でありますとか、あるいは、非常に減っております林業の担い手の確保、木材産業の振興など様々な施策に取り組んでいるところでございます。

さらに、東京における持続的な森林循環の確立と林業の経営力の強化に向けまして、森づくり推進プランというものを策定しまして今年6月に発表してございます。今後この新たなプランによりまして森林整備と林業振興の施策に取り組んでまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の審議会では、森林法第5条に基づきまして、全国森林計画に即して今後の森林関連施策の方向や、伐採・造林・林道・保安林の整備などの目標を定める都の地域森林計画について、「変更」と「樹立」、この2件を議題としてお願いしようと考えております。委員の皆様におかれましてはよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

今後も、都民生活に貢献できますよう森林整備の促進に向けて取り組んでまいりますので、引き続き皆様方のご協力をお願いしたいと思います。引き続きよろしくお願ひいたします。

以上をもちましてご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

○東田課長代理 次に、ご出席の委員の方々及び都の幹部職員を紹介させていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。名簿の順にご紹介いたします。呼ばれた方は一言ご挨拶をお願いいたします。オンライン参加の方は、呼ばれましたらミュートを解除し、ご発言の後は再度ミュートをお願いいたします。

まずは伊藤委員、よろしくお願ひいたします。

○伊藤委員 おはようございます。4月から今の東京神奈川森林管理署に参りました伊藤と申します。よろしくお願ひします。これまでも森林・林業の関係の部署というか、機関でいろいろと仕事をしてきております。東京とか神奈川を管轄に管理・経営をしているわけです。非常に親しみのあるところで仕事をやっていけるので、非常にうれしく思っております。また、小笠原もそうなのですけれども、伊豆諸島とも少しご縁がございまして、これは森林・林業の関係というよりは防災といった仕事もしておりますので、どうぞ引き

続きよろしくお願ひします。

○東田課長代理 ありがとうございます。

続きまして、木村委員でございます。

○木村委員 おはようございます。東京都森林組合の組合長を仰せつかっております木村でございます。よろしくどうぞお願ひ申し上げます。当組合も、平成14年に6市町村が合併いたしまして、来年20年を迎えるちょうど節目となります。その節は関係する方々にまたいろいろお願ひする部分も多々あるかと思ひます。よろしくどうぞお願ひ申し上げます。

○東田課長代理 ありがとうございます。

続きまして、オンラインでご出席の園原委員、よろしくお願ひいたします。

○園原委員 日本大学の園原です。今回から委員として参加させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○東田課長代理 ありがとうございます。

続きまして、東京都森林審議会会長の土屋委員でございます。

○土屋会長 ご紹介いただきました、会長を仰せつかっております元東京農工大学の土屋と申します。よろしくお願ひいたします。

○東田課長代理 続きまして、オンラインにてご出席の福田委員でございます。

○福田委員 都林研会長の福田と申します。よろしくお願ひいたします。

○東田課長代理 どうもありがとうございます。

続きまして、堀田委員でございます。

○堀田委員 東京大学の堀田と申します。よろしくお願ひします。今、大学のほうでは専門として森林水文学とか砂防工学とかに関わる研究をしているのですが、東京都さんでは他に土砂災害とか氾濫関係の委員会でもお世話になっています。どうぞよろしくお願ひします。

○東田課長代理 続きまして、前田委員でございます。

○前田委員 神津島の前田と申します。東京諸島といいますか、伊豆諸島の代表ということで出してもらっていますが、島は林業を営む人というのはほとんどないのですが、例えば防災の観点とか、あと漁場の形成という面から大変重要な地域となっております。本日はそういった視点も持ちながら、審議に参加できればと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○東田課長代理 続きまして、山崎委員でございます。

○山崎委員 山崎と申します。よろしくお願ひいたします。

○東田課長代理 続きましてオンラインにてご出席の渡辺委員でございます。

○渡辺委員 都木連の渡辺でございます。木材需要の拡大に一生懸命頑張っております。よろしくお願ひします。

○東田課長代理 どうもありがとうございます。大変失礼いたしました。

欠席の委員をご紹介させていただきます。浅野委員、久保田委員、坂本委員、村木委員、師岡委員につきましては都合によりご欠席となっております。

続きまして、都の幹部職員を紹介させていただきます。

ただいまご挨拶させていただきました産業労働局 山田農林水産部長でございます。

○山田農林水産部長 改めまして山田でございます。よろしくお願ひいたします。

○東田課長代理 続きまして、異森林課長でございます。

○異森林課長 異でございます。よろしくお願ひいたします。

○東田課長代理 なお、山田農林水産部長につきましては、業務の都合によりここで退席させていただきます。

それでは、議事に入る前に、大変申し訳ありませんが、資料の修正をさせていただきます。資料2-4と資料3-5の2点でございます。一番最後の計画書の本文、ちょっと厚めの冊子でございます。

まず、資料2-4でございますが、こちら、表紙に「(案)」の記載が漏れておりました。資料3-5と同様に「(案)」の追記を、恐れ入りますが、お願ひいたします。また、おめくりいただきますと47ページが重複しております。大変申し訳ありません。製本の際には修正させていただきますので、本日はこのままご審議をお願ひいたします。

続きまして、資料3-5ですが、6ページ目をおめくりください。資料3-5「伊豆諸島地域森林計画書」でございます。6ページ目、最下段の保安林の実行結果の概要でございます。中段の災害防備のための保安林の実行面積39ヘクタールですが、こちらを44ヘクタールに修正をお願ひいたします。

誠に申し訳ありません。修正は以上でございます。

それでは、これから議事に移らせていただきたいと思います。

これからの議事進行につきましては、土屋会長、どうぞ宜しくお願ひいたします。

○土屋会長 皆様、私の声が聞こえますでしょうか。ただいまご紹介いただきました土屋です。今回、曲がりなりにも対面で、オンラインの出席の方もいらっしゃいますが、会議

ができたことを非常にうれしく思っております。前は完全オンラインでしたし、その前は書面審議でしたので、だんだん元へ戻りつつあるのですが、これからどうか分かりませんが、なるべくやはり対面で議論ができるといいなと思っております。

今、部長からもご挨拶がありましたように、森林をめぐるのは、例えば気候変動とか生物多様性、それから国土保全等、非常にニーズが高まっております。それから、森林環境譲与税の配布も始まっております。そういう中で、国としても森林・林業基本計画の改定をしたところですが、今日審議になります地域森林計画は、言ってしまうと、そういったことの一番基盤になる計画だと思っておりますので、ぜひ今日はしっかりとご議論、ご審議いただければと思っております。私は座長として審議が滞りなく円滑に進みますように努力いたしますので、皆様のご協力を頂きたいと思っております。

特にオンライン参加の方は、何かとなかなかうまくいかないところがあるかと思うのですが、ご発言がある場合はミュートを外していただいて、手を挙げていただくか、ご発言いただくか、もしくは手を挙げるマークがありますね。何らかの方法でご発言の意思をご表明ください。こちらなるべく気をつけてご発言を見逃さないようにいたしますので、よろしく願いいたします。それから、こちらの声が聞こえないような場合は、これもやはりご発言いただくなり、チャット機能もありますので、それで聞こえないよとか言っていただければ対応させていただきたいと思っております。その辺もご遠慮なくよろしく願いいたします。

それでは、まず、審議会運営要領第6の第2項の規定に基づきまして、議事録署名委員を指名したいと思います。木村委員、それから堀田委員、お願いできますでしょうか。

○木村委員 はい。

○堀田委員 はい。

○土屋会長 それでは、議事録の確認をこれからよろしく願いいたします。

次に、審議会の公開についてですが、審議会運営要領第7の第1項では、当審議会が公開が原則となっておりますが、今回は傍聴の申込みはございませんでした。

続きまして、審議に当たっては諮問が必要になります。知事からの本審議会に対する諮問について事務局より朗読をお願いいたします。

○巽森林課長 改めまして、森林課長の巽でございます。それでは、諮問文の朗読をさせていただきます。資料のご確認はよろしいでしょうか。

東京都森林審議会

下記事項について、森林法第6条第3項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

令和3年11月25日

東京都知事 小池百合子

記

地域森林計画の変更について

別添多摩地域森林計画書（案）のとおり

（計画期間：令和3年4月1日～令和13年3月31日）

これが1つ目の諮問でございます。

2つ目の諮問でございます。

3産労農森第869号

東京都森林審議会

下記事項について、森林法第6条第3項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

令和3年11月25日

東京都知事 小池百合子

記

地域森林計画の樹立について

別添伊豆諸島地域森林計画書（案）のとおり

（計画期間：令和4年4月1日～令和14年3月31日）

以上でございます。

○土屋会長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局より諮問内容についてご説明いただきましたが、皆さん、ご確認いただきましたか。

それでは、これから審議に入ります。なお、各委員には2件の森林計画の案については事前に資料をお送りしております。目を通していただいていることを前提にこれからの審議を進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それから、委員から事前に質問を頂いております。その回答も含めてこれからご説明をお願いしたいと思っています。何かご質問、ご意見がありましたらそのときにお伺いしたいと思います。

それでは、ご説明をよろしく願いいたします。

○異森林課長 それでは、2件の地域森林計画（案）についてご説明させていただきます。少々長くなりますので、大変恐縮ですが、着座にてご説明させていただきます。

計画書（案）のご説明に入る前に、今年度改正されました森林・林業基本計画と全国森林計画について触れさせていただきます。お手元に配付してございます資料1-1、カラー刷りのA4縦をご覧ください。これは林野庁のパンフレットですけれども、国は、森林・林業基本法に基づきまして、お概ね5年ごとに森林・林業基本計画を変更しております。今年6月に新たな森林・林業基本計画が閣議決定されたところでございます。この新たな基本計画では、チラシにもございますとおり、森林・林業・木材産業によるグリーン成長を新たに掲げまして、これからの施策の方向と5つのポイントを示しているところでございます。

続きまして、お手元の資料1-2「全国森林計画の変更について」をご覧ください。こちらは全国森林計画の変更の概要を林野庁がホームページで公開しているものですが、先ほどの新たな基本計画を踏まえまして、木材等生産機能維持増進森林における再造林の促進や林地の保全に留意した適切な伐採・搬出の確保、走行車両の大型化や豪雨の増加傾向等を踏まえた林道整備の記述が追記されております。また、伐採立木材積や造林面積等の各種計画量の見直しが行われたところでございます。

続きまして、資料1-3、次のページをご覧ください。森林計画制度でございます。お手元の資料は森林計画制度の体系図でございます。赤く囲われている部分が今回ご審議いただきます都道府県が定める地域森林計画でございまして、その上位計画に先ほどご説明いたしました全国森林計画が位置付けられております。この全国森林計画に即しまして5年ごとに10年を1期とする計画が地域森林計画でございます。今年度は伊豆諸島地域森林計画の樹立のタイミングであることから諮問をさせていただいております。また、多摩地域森林計画につきましては、計画制度の最上位に位置付けられている森林・林業基本計画が、先ほども申し上げたとおり新たに閣議決定され、これに即してその下位計画である全国森林計画の変更も閣議決定されました。この地域森林計画の上位計画である全国森林計画の変更を受けまして、多摩地域森林計画は昨年度樹立したばかりでございますけれども、上位計画の変更に伴って変更を行うということで諮問させていただいております。

以上のように、今回の2つの地域森林計画は、一方は樹立、一方は変更というものでございますけれども、先ほどお話ししたとおり、全国森林計画の変更を盛り込んだ形でのそれぞれ樹立、変更となります。

それでは、個別の計画についてご説明させていただきます。

まずは多摩地域森林計画の変更（案）でございます。資料2-1「縦覧及び関係機関への意見照会の結果」をご覧ください。多摩地域森林計画の変更の案の縦覧及び関係機関への意見照会でございますけれども、地域森林計画の変更または樹立の際は、森林法第6条第1項に基づきまして、30日間の縦覧を実施し、縦覧期間満了後、同3項に基づきまして関係市町村長及び関係森林管理局長等の意見を聞く必要がございます。今回の変更（案）に対しまして、縦覧期間中の意見申し立てはございませんでした。関係市町村及び国の各機関に対する意見照会では幾つか語句の修正などのご意見を頂いたところございまして、今回の計画（案）に反映させております。また、関東経済産業局長より、資料の一番下でございますとおり、鉱業権、採掘産業に関する意見が提出されております。こちらにつきましては、今回変更する計画については特段の支障にはならないだろうと考えております。

続きまして、計画（案）の本文の内容についてご説明させていただきます。別冊の資料2-4、分厚いものですね。先ほど表題をご修正いただきました多摩地域森林計画書（案）を使ってご説明させていただきます。先ほど会長からもお話がありましたとおり、審議会に先立ちまして委員の皆様には事前に資料を送付させていただき、意見やご質問を頂いたところでございます。また、それと並行いたしまして林野庁へも事前協議を行い、意見を頂いております。現在配付させていただいております計画書（案）につきましては、皆様からのご意見、ご質問、それから林野庁からの意見を受けて反映させております。時間が限られておりますので、現在の計画からの主な変更点、さらには委員の皆様から事前に頂きました意見、質問により変更した部分、さらには林野庁からの意見により変更した部分を中心に説明させていただきます。今回ご説明させていただく部分については、この計画書（案）の中を網かけで表示させていただいておりますので、ご覧の際の参考にしていただければ幸いです。

それでは、まず10ページをお開きください。一番下のところになります。項目といたしましては「計画樹立に当たっての基本的な考え方」でございます。冒頭でご説明させていただきました全国森林計画の変更と都の森林・林業施策の方向性を記した森づくり推進プラン——先ほど農林水産部長の挨拶でも触れておりましたけれども、その改正をしたことから文脈を追加、改正させていただいております。

続きまして、20ページをご覧ください。2の（1）で「森づくり推進プラン」における森林の区分設定及び整備指針」という項目でございます。森づくり推進プランの改定に

合わせまして生産林と保全林の考え方を改めたところです。この内容につきましては、事前に委員の先生からご意見を頂きましたので、それと併せてご説明をさせていただきます。大変恐縮ですが、資料2-3をご覧くださいませでしょうか。先ほど使った「縦覧及び関係機関への意見照会の結果」の一番後ろについているページがございます。A4横判でございます。「【多摩地域森林計画の変更の案】意見・質問事項と回答」で、左の欄に委員の方からの意見、右の欄に回答を記させていただいております。園原委員より、クヌギ・コナラといった広葉樹二次林について具体的な位置付けを明記したほうがいいのではないかというご意見を頂いたところです。森づくり推進プランにつきましては、都の施策の方向性として、いわば住宅などの建材など木材生産を主眼に置いた生産林とそれ以外の保全林とした大きくりの区分を行っており、主に木材生産を主眼に置いた人工林を整備するための指標としているところがございます。一方で、地域森林計画は、森林法に基づきまして、国の方針に即して、針葉樹、広葉樹を問わず、森林の伐採や造林、保育といった標準的な事項を示していくものでございます。このように少し趣旨の異なる位置付けであることから、森づくり推進プランに関する記述は、現在置いている項目ではなく、別の項目に記載していくことを検討しているところがございます。

続きまして、本文の22ページをご覧ください。第3の1の(1)「立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針」でございますが、この部分は、全国森林計画の変更に伴って改正されました林野庁の長官通知「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用」というものがございまして、それに基づいて、主伐時における伐採・搬出指針を踏まえる旨を追加したところがございます。なお、この指針につきましては参考資料1として皆様のお手元に配付させていただいております。指針の具体的な内容でございますけれども、伐採・搬出に伴う土砂流出などを未然に防止して林地保全を図ることなどを目的に定められた内容となっておりますので、お時間のある際にお目通しいただければと思っております。

また計画書に戻ります。同じ22ページの下段の「皆伐」の項目についても修正をしております。こちらにつきましては、林野庁からのご意見に基づきまして、全国森林計画の記述と合わせ、「皆伐とは、主伐のうち択伐以外のものと」するというふうに表現を変えております。

続きまして、23ページをご覧ください。中ほどに「択伐」の項目がございます。こちらにつきましても、全国森林計画の記述と合わせ、択伐の定義を追記したところがございます。

す。

続いて、26ページをご覧ください。（２）「天然更新に関する指針」でございます。こちらにつきましても、天然更新の考え方について、全国森林計画の記述に合わせて考え方を追記いたしました。

さらに、29ページをお開きください。「育成単層林」の（ア）「下刈り」の項目でございます。こちらにつきましては、林野庁より、下刈りについては状況に応じて下刈りの回数の削減とか実施期間の短縮ができる旨を明示してはどうかというご意見を頂戴いたしました。現在、林業コストの削減に向けて様々な取組をされている中で、その可能性を幅広く拾っておこうという趣旨かと存じます。これを受けまして記載のとおり記述とさせていただきます。

続きまして、34ページをご覧ください。こちらは「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針」でございます。こちらの区分は、さきの林野庁長官通知に基づきまして、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定と、区域設定に当たっての具体的な基準につきまして、都の実情を勘案しつつ追記をしたものでございます。また、施業方法に関する指針につきましても、同区域における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新としております。

続きまして、35ページでございます。隣のページの中ほどの表でございます。こちらは路網密度の標準的な水準を記載した表でございますが、全国森林計画との整合性について林野庁よりご指摘いただいたことから、新たな全国森林計画に記載された路網密度に変更したところでございます。

続きまして、36ページをお開きください。中ほどの（５）「林産物の搬出方法等」についてでございます。こちらにつきましても、先ほど来ご説明しております林野庁の長官通知に基づきまして、先ほどご案内いたしました参考資料１の主伐時における伐採・搬出指針を踏まえまして、搬出方法を改めて記載したところでございます。

続きまして、41ページをご覧ください。「土地の形質の変更に当たって留意すべき事項」でございます。こちらにつきましては、林野庁長官通知に基づきまして、太陽光発電施設の設置に当たっての留意事項を追記させていただきました。

長々となりましたが、以上が多摩地域森林計画書（案）の本文の内容についてのご説明でございます。

なお、こちらの本文の46ページ以降に計画数量等が記載されてございますが、こちらに

つきましては昨年度のときから変更はございません。

続きまして、伊豆諸島地域森林計画書（案）の説明に移らせていただきます。資料3-5、もう1つの分厚い別冊の「伊豆諸島地域森林計画書（案）」でございます。こちらをご用意いただくとともに、資料3-1「縦覧及び関係機関への意見照会の結果」、先ほどの多摩地域のものとは別のものがございます。資料右上に3-1、A4縦でございます。資料が多くて大変恐縮でございます。こちらにつきましても、先ほどの多摩地域と同様に30日間の縦覧とその後の関係町村等への意見照会を実施したところでございますが、意見申し立てにつきましてはいずれもございませんでしたので、別冊の地域森林計画書（案）に移らせていただきます。

先ほどのご説明と同様に、こちらの伊豆諸島地域森林計画につきましても、前回からの主な変更点、それから委員の皆様から事前に意見を頂いた部分、また林野庁からの意見により変更した部分などを中心にご説明させていただきます。先ほどの多摩地域森林計画と重複する部分もございますので、大変恐縮ですが、そちらにつきましては説明を割愛させていただきます。

では、資料3-5「伊豆諸島地域森林計画書（案）」でございます。

まず、3ページをお開きください。冒頭、「位置及び面積」についてでございます。これは、位置付けがなかったことから加えさせていただいたところでございます。

また、同じページの（2）「自然的背景」でございますが、1段落目、「自然的背景」の1行目、少し小さく網かけになっている「100余り」、こちらについて前田委員よりご質問を頂いております。100もあるのかねというご質問だったのですけれども、私ども東京都総務局が発行しております「東京諸島の概要」により数字を記載させていただいております。そちらによりますと、伊豆諸島に存在する有人・無人合わせた島の数は108と記載されておることから、今回「100余り」という表現をさせていただいております。

続きまして、同じページ、2段落目です。令和元年9月に発生いたしました台風15号による被害につきまして新たに表現を加えさせていただきました。

続いて、5ページをご覧ください。こちらは特に網かけはないのですが、全てが更新となっている関係で網かけしてございません。平成29年度から令和3年度の5か年間の実行数量を表しております。まず2の（1）「伐採立木材積」でございますけれども、島しょ地域におきましては、先ほど前田委員のお話にもありましたが、林業活動がほとんど行われていないという現状で、主伐、間伐、いずれにつきましても計画量、実行量とも

に低くなっております。したがって、実行量として記載している数値がございしますが、林業として行われている部分はこの数値の内ごくわずかとなっております。そうした上で、あくまで数値上のこととしてご説明申し上げますけれども、主伐につきましては、小笠原における移入樹種駆除、アカギなどの外来種の駆除といったものが大半を占めておりますが、そちらの伐採につきましてもある程度進んでいることから、近年は対象箇所が減少しているところでございます。一方、間伐でございしますが、薪や炭といった薪炭材整備であるとか景観整備といった形で一部で伐採は行われましたが、面積的には大変わずかとなっております。

1 ページおめくりいただきまして、6 ページの上段に間伐面積に関する実行結果がわずかに1.25という形で記載されております。非常に低位でございます。

また1 ページお戻りいただきまして、5 ページをご覧ください。続きまして、下段の造林面積でございます。造林面積につきましては、利島村の中心におきましてツバキの植栽などが一部行われております。一方、天然更新の面積につきましては、先ほど来ご説明させていただきました小笠原における移入樹種の駆除に伴い計画量を上回ったところでございます。

資料3-4で堀田委員からもご質問を頂いております。A4の横判でございます。こちらは天然更新の面積についてでございます。13.3ヘクタールが天然更新となっているけれども、これは風倒被害地や崩壊地などによるものなのではないかということですが、小笠原でのアカギの伐採跡地を天然更新させた面積とご理解いただければと思います。

続きまして、本文6 ページをご覧ください。中段の「林道の開設又は拡張規模」でございます。伊豆諸島ではここしばらく林道の開設は行っておりません。このため、計画、実績ともにゼロとなっております。また、改良や舗装につきましては、さきにご説明した15号台風の災害復旧を優先的に実施したことから計画量を下回っているところでございます。また、下段、保安林の指定及び解除でございしますが、指定につきましては、治山事業の実施、山地治山施設の整備強化に伴いまして、大島町を中心に土砂流出防備のための保安林指定を行ったところでございます。解除につきましては、予想よりも解除申請の件数が少なく、計画量を下回っております。

続きまして、7 ページの「治山事業」でございます。令和元年度、2年度の台風被害の復旧に向けて、予定箇所を変更して応急的にまた緊急的に実施した箇所はございましたけれども、期間全体で見れば概ね概ね計画どおりの実行量となっております。

続きまして、8ページをご覧ください。「計画樹立に当たっての基本的な考え方」でありますが、こちらにも全面的に改定をしている関係上、特段の網かけをしておりません。新たな森林・林業基本計画及び全国森林計画に関する記述であるとか、会長からもお話がありました森林環境税及び森林環境譲与税といった法律の制定、また、東京都の動きとしての森づくり推進プランの改定などの内容を新たに盛り込ませていただいたところがございます。

続きまして、計画事項について説明させていただきます。15ページでございます。最初に「計画の対象とする森林の区域」を示しております。表の中に市町村別の面積を記載させていただいておりますが、前回の計画面積から変更させていただいております。

別の資料3-3にまた戻っていただけますでしょうか。これはA4縦の、表題が「伊豆諸島地域森林計画における主要な計画数量の設定について」という資料でございます。この表中に面積変更に関する詳細な内容を記載させていただいております。トータル面積としては0.93ヘクタールの減少で、ごくわずかでございますが、森林が他の用途に転用されたということがございます。大島、新島、三宅島でそれぞれの減少があったと。道路用地や、太陽光発電、治山事業に関わる道路用地等、一部、利島村でツバキ林の造成ということで増面積もございますが、トータルとしては0.93ヘクタールの減少でございます。

続きまして、計画書（案）にお戻りいただきまして、少し飛びまして36ページをご覧ください。「治山事業の実施に関する方針」でございます。こちらにつきましては、これも会長からのご発言にありましたとおり、近年の防災の視点を加えまして、島しょ地域の特性を鑑みまして、海岸防災林の整備に関する記述を新たに追記したものでございます。

また、隣の37ページをご覧ください。中段以下、病虫害に関する記述でございます。特に近年、島しょ地域においてナラ枯れが目立っております。島しょ地域だけではなく、全国各地、また都内でも都市部を中心にナラ枯れが発生しているところがございます。こうしたことから、ナラ枯れ被害について、また原因となる病虫害についての表現を追記させていただきました。下の表につきましては、これまで三宅村だけでカシノナガキクイムシが記載されていたところですが、先ほど申し上げたとおり、島しょ地域でカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が顕著になっていることから、拡大する可能性も踏まえまして他の町村にもカシノナガキクイムシの記述を追記したところがございます。

また、すみません、資料3-4にお戻りいただきまして、森林面積に関してのご質問でございます。2枚目のページで、本文の18ページに記載されております森林の合計面積は

竹林と未立木地が含まれていないので、15ページの表とは一致していないということでございます。1,000ヘクタールという非常に大きな面積が逆に森林以外であるのですかというご質問ですけれども、今回ご質問を頂きまして改めて確認させていただいたところ、大島の土砂災害による表土が崩落した部分ですとか、三宅島の噴火による溶岩流の跡地、そういうものが主に含まれておりました。ただ、それ以外のものもどうも存在していそうですので、ここにつきましては次回の変更または樹立までに改めて精査をしておきたいと考えております。ご質問に対する回答といたしましては、そういった未立木地が存在するというところでございます。

続きまして、40ページ以降の各種計画数量でございますが、こちらにつきましては、ご案内のとおり、森林計画の数値目標につきましては、積み上げて持ってきたものではなく、国から割り当てられた数字に対しまして東京都の実情をどれだけ勘案するかというものでございますので、そのような形で数値を入れさせていただいております。

44ページをお開きください。「その他必要な事項」として、保安林、その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法を示しております。保安林や砂防関連の法令に基づいて定められた区域、国立公園及び都立自然公園などの制限を受けている森林の所在と面積、施業方法などを示しております。これらにつきましては、過去5年間で区域が変更となったものがございますので、時点更新をさせていただきました。

以上、大変長くなった上に大変簡単で恐縮でございますけれども、議案第1号及び第2号の説明とさせていただきます。

その他参考資料として新旧対照表などもつけさせていただいておりますが、今回は今ご説明させていただいた資料を活用しての紹介とさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○土屋会長 簡潔なご説明、ありがとうございました。

資料は非常にたくさんありまして、多摩地域と伊豆諸島地域と2つの計画に対するものなので、今ご説明は一緒にしていただいたのですけれども、ご質問やご意見は2つに分けてやりたいと思います。ご説明の順番ですと多摩地域からでございます。それから、先ほど少し説明がよくなかったかもしれないのですが、今ご説明があったように、委員の皆さんに事前に質問を寄せていただきました。先ほど申し上げなかったのですが、どうもありがとうございました。それについては一応回答を頂いたのですが、それに対する再質問とか、そういうのがありましたらそれもぜひ加えていただきたいと思いますし、それ以外に、

事前の質問はしていないけれども少し気になるということがありましたら、それについてもぜひお願いいたします。順番では多摩と伊豆諸島を分けてやりますので、まずは多摩地域の森林計画書について、どこからでも結構ですので、ご質問、ご意見をお願いいたします。

なお、ご質問やご意見の際はその該当箇所を、資料何の何ページなりということをお初めにご指示いただけるとありがたいと存じます。いかがでしょうか。

○木村委員 確認なのですが、先ほどの多摩地域の資料2-1ですけれども、関東経済産業局長からのご意見を頂いています。ここは特に問題ないということによろしいですか。

○巽森林課長 特に問題ございません。

○木村委員 もう1点、この中で両方にまたがるのだと思いますが、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」ということで林野庁長官から出ているのですが、これは全国的に一律の話になってくるわけですね。特に多摩地域の場合は山が急峻なので、その中にヘアピンカーブ等の曲線部を除いて極力等高線に合わせなさいという話もあるのですが、その辺は精査されているのでしょうか。

○巽森林課長 こちらにつきましては、今、林野庁から一律に上がってきているものです。ただ、現場で、組合長もご案内のとおり、多摩地域ではほとんど作業道によらずに架線集材による方法で、当然それは地形が急峻であり、作業道を入れることによって土砂崩壊を招くおそれが高い、山が荒れる原因となりやすいということから、表現としてこういうことになっておりますが、また一方、傾斜の緩いところ、地域で言えば青梅の市街地に近いところであるとか、あきる野や日野の一部では十分作業道を活用した搬出も可能であるということから、作業道を入れる場合にはというような形で読み取っていただくよう、我々これから事業体に対して指導、周知をしていきたいと思っております。

○木村委員 分かりました。ありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございます。他に多摩地域森林計画について何かご質問、ご意見はありませんでしょうか。事前にご質問いただいた園原委員は特につけ加えること等はございませんか。なければ、ないで結構ですが。

○園原委員 大丈夫です。ありがとうございます。特にありません。

○土屋会長 ありがとうございます。

他はよろしいですか。では、1つ。これも確認なのですが、多摩地域と伊豆諸島地域、両方比べて割と困ったことなのですから、多摩の43ページあたりでナラ枯れについて

の記述があります。伊豆諸島のほうにもあったのですが、先ほどのご説明のように、伊豆諸島では町村別にどの病害虫がということが書いてあったのです。多摩のほうは書いていないのですが、何かそれは理由があるのですか。

○異森林課長 多摩ではまだ特にこれという病害虫が発生したことはたしかなかった……。

○木村委員 あった。

○異森林課長 ありましたか。もちろんマツクイムシとか、そういったものは全国的に広がっているのですが、特に島しょ地域におきましては、カシノナガキクイムシだけではなくて、これまでもハスオビエダシャク、トビモンオオエダシャクといったものが非常に周期的に発生していて、多摩地域とそこの温度差があったことから表現としてはあまり具体的なものを特には入れていないということでございます。

○土屋会長 木村委員、いいですか。

○木村委員 ぼつぼつあるのです。

○土屋会長 特にナラ枯れは少し……。

○木村委員 最近出てきているのがいわゆる都市部の中のナラノキが結構枯れる。現実には私の近くの井の頭公園のところでありましたので。

○異森林課長 そういう意味では、今ご案内があったとおり、公園ですとか街路樹を中心にカシノナガキクイムシの被害が都内でも非常に多くなっている。そういう中で、現在まだ森林地域では目立った被害は報告されていないということでございますので、今後そういった状況を見ながら必要に応じて随時修正をしていくことも可能だと考えております。

○土屋会長 分かりました。ここにも一応記述はあるので、そういう意味では問題ないと思います。

他はよろしいですか。

そうしましたら、後でもう一度お聞きしますけれども、次の伊豆諸島の地域森林計画についていかがでしょうか。

○前田委員 計画（案）の37ページですけれども、先ほど理事長から話のあった病害虫についてですが、特に島のほうがカシノナガキクイムシとかエダシャク、これらが大量発生して、特にエダシャク関係ですとツバキが葉っぱを食われてしまって実がならない。先ほどほとんど森林関係の仕事はないということを言いましたけれども、ツバキの実を収穫して油を搾っているというのはほとんどの島でやっていることなので、ここら辺について対策といいますか、これがもし出た場合には東京都の森林課に報告して協議を進めていけば

いいのかどうなのか。そこら辺、ご指示を願いたいと思います。

○異森林課長 病虫害につきましては、この森林審議会であつてはおるのですけれども、東京都の中の所管といたしましては環境局が所管しておりますので、病虫害関係につきましては、被害もしくは防除などにつきましては環境局にご相談いただけると大変助かります。

また、今、町長からお話のありましたツバキの関係でございます。先ほど来、利島村でツバキの植栽などが行われているというお話もさせていただきましたが、そうした取組は何も利島村だけではなくて、ツバキの植林に例えば被害があつて枯れてしまった際、そこにまたツバキをというご要望があたりであれば、そちらは私ども産業労働局で所管しておりますので、最寄りの支庁にご相談いただければ対応可能かと思うので、よろしく願いいたします。

○前田委員 分かりました。ありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

○堀田委員 資料の36ページあたりに関係してのことなのですけれども、鳥獣害に関する記載があつて、ニホンジカのこと書いてあるのですけれども、獣被害で伊豆大島にはかなりキョンが増えているかと思うのですが、その辺りは具体的な被害が出ているとか、対策が必要な状況になつたりはしていないのでしょうか。

○異森林課長 キョンに限らず、タイワンリスであるとかサル、そういったものは自然発生したもの、もともと島にいたものではなくて、実は都の施設であるとか民間の施設であるとか、そういったところから逃げ出したと言われており、現在、特にキョンなどにつきましては、先ほどご紹介した環境局が中心となつて大規模な駆除を行っているところでございます。生態系の保全という意味も含めて外来種駆除という位置付けも併せて行っているところでして、確かに表現としてはそれは特に入れていないのですけれども、大きな被害が農地で、リスはツバキの実とツバキの木を若干、被害としては出ますが、何分、林業としての活動が島はあまり活発でないことから、昔から新島にいるニホンジカの表現にとどまらせていただいているということでございます。

○堀田委員 分かりました。この記載が実態に合っているのですしたら特に問題ないかと思ひます。ありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

今ご発言いただいた前田委員と堀田委員から、項目は違ひますけれども、事前にご質問

を頂いているところですが、それについては特によろしいですか、お2人とも。

他はいかがでしょうか。せっかくお集まりいただいたので何かご発言を記念にということはないですけれども、ご発言いただければと思いますが、いかがですか。

○前田委員 この計画書自体の名前のつけ方なのですけれども、都内においては多摩地域森林計画という名前になっている。また、島しょ部については伊豆諸島地域森林計画となっています。都内もそうなのですけれども、伊豆諸島につきましては、伊豆諸島と小笠原諸島というのは完全に別な区域として位置付けられているわけなので、もし可能であれば文言から両地域が読み取れるような名前というのはいかなるのか。例えば東京島しょ地区とか、もしくはここに伊豆諸島、括弧といますか、小笠原諸島を入れるとか、そういうのは可能なのでしょうか。

○異森林課長 確かに委員のおっしゃるとおり、伊豆諸島と小笠原諸島は別物という認識は私どももございます。少し国と協議が多分必要になってまいりますので、また改めまして前田委員にはご説明する機会を設けさせていただければと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。よく見ていますと、森林計画の名前のつけ方は都道府県によって結構違ったりしますので、もしかしたら東京都なりの変更というのは可能かもしれませんので。途中からは難しいかもしれませんが、少しご検討をお願いいたします。ありがとうございます。

他はよろしいですか。

ありがとうございます。そうしましたら、もう一度、多摩も含めて両地域について何か。両方にまたがることや関わることでよろしいですし、質問するのを忘れたことがあればここでご発言いただいてよろしいのですが、または、もう少し全般的にご意見等がもしもあれば、それもここで伺いしておいたほうが良いと思うのですけれども、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

特にご質問、ご意見等はないと認識いたしました。

それでは、今回2つありました。多摩地域森林計画の変更と伊豆諸島地域森林計画の樹立については、原案のとおり承認したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○土屋会長 オンラインの方もうなずかれていますので、会場も含めて異議なしと認識いたしました。ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の諮問案件の審議は終了いたしました。

それでは、答申文の作成を行います。オンラインでご参加の方にはメールが送付されましたでしょうか。それから、委員の方には今事務局から配付させていただきます。それがお手元に来ましたらご確認ください。

[答申（案）配付・メール送付、確認]

○土屋会長 では、事務局から答申（案）の説明をお願いいたします。

○異森林課長 それでは、答申（案）を読み上げて説明に代えさせていただきます。

（案）

3 産労農森第953号

答申書

東京都知事 小池百合子 殿

令和3年11月25日付産労農森第871号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

令和3年12月15日

東京都森林審議会会長

土屋俊幸

記

地域森林計画の変更（多摩地域森林計画）については、案のとおり承認する。

2つ目でございます。

（案）

3 産労農森第954号

答申書

東京都知事 小池百合子 殿

令和3年11月25日付産労農森第869号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

令和3年12月15日

東京都森林審議会会長

土屋俊幸

記

地域森林計画の樹立（伊豆諸島地域森林計画）については、案のとおり承認する。

以上でございます。

○土屋会長 ご説明、ありがとうございます。それでは、ただいまの答申（案）について改めて決定をとりたいと思います。

まず、第1号議案です。多摩地域森林計画ですが、第1号議案について答申（案）のとおり決定することにご異議はございませんでしょうか。オンラインの方もよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○土屋会長 ありがとうございます。ご賛同が得られましたので、第1号議案の答申は案のとおり決定いたします。

続きまして、第2号議案、伊豆諸島地域森林計画についてですが、第2号議案について答申（案）のとおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○土屋会長 皆さん、ご異議なしのご発言やポーズ、ありがとうございます。ご賛同が得られましたので、第2号議案の答申は案のとおり決定いたします。

以上で答申を決定いたしましたので、お手元の答申書に「（案）」と書いてありますが、「（案）」の取れたものを答申といたします。

以上で本日の審議会日程は全て終了いたしました。委員の皆様方には議事進行にご協力いただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、事務局に司会をお返しいたします。

○東田課長代理 土屋会長、どうもありがとうございます。

委員の皆様方には、長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、事務局を代表し、異森林課長より一言御礼申し上げます。

○異森林課長 委員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、この東京都森林行政に関する審議会にご参加いただきまして本当にありがとうございました。

また、このコロナ禍におきましては、昨年12月には初の書面審議、今年4月には初のオンライン審議、今回はリアル対面とオンラインの併用という形で、我々といたしましても初の試みが続く中で、皆様には何かとご迷惑をおかけする部分が多かったかと思いますが、おかげさまをもちまして円滑に終了することができました。土屋会長をはじめ委員の皆様方には重ねて御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

○東田課長代理 それでは、幾つか事務連絡を申し上げます。

本日の資料につきましては、量が大変多くなっておりますので、後ほど事務局より各委

員へ郵送いたしますので、机上に置いたままお帰りいただいて結構です。

追加でカラーのチラシ2種類を配付させていただいております。MOCTION（モクシオン）とモクコレについてでございますが、こちらもよろしければお持ち帰りいただければ幸いです。

なお、次回開催ですが、今のところ予定はございません。今後、林地開発許可や保安林解除などの案件により開催する場合は、委員の皆様にはまた日程調整をお願いさせていただきますので、その際にはよろしく願いいたします。

最後に、入庁の際にご着用いただいた一時通行証につきましては、お帰りの際、1階または2階の入庁ゲートに投入口がございます。そちらへ投入していただくとゲートが開くようになっております。

これをもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。長時間、誠にありがとうございました。

午前11時14分閉会